

令和 7 年 8 月 27 日

主任技術者及び監理技術者の兼務に関する取扱いQ&A

Q1 監理技術者補佐に必要な資格について教えてほしい。

A 1 必要な資格は、次のいずれかです。

- ① 主任技術者の資格を有する者のうち 1 級の技術検定の第一次検定に合格した者（1 級施工管理技士補）
- ② 1 級施工管理技士相当により監理技術者の資格を有する者

Q2 契約済みの工事でも兼務を認められるか。

A 2 対象の要件を満たす契約済み工事においては、「兼務に関する取扱い」について適用する旨を発注者から受注者へ工事打合簿等で指示することにより認められます。

受注者は、兼務を希望する場合には兼務の意思を（口頭も可）発注者へ示してください。

Q3 2 件とも契約済みの工事の場合は対象になるか。

A 3 契約済み工事同士の場合は、一方の主任技術者又は監理技術者の変更が必要になることから、発注者が主任技術者又は監理技術者の途中交代を認めた場合にのみ可能となります。

Q4 当初設計額(税込)が3億円未満の工事で専任特例2号により兼務を認められたが、変更契約で3億円以上になった場合は、兼務を解消しなければならないか。

A 4 専任特例 2 号により兼務を認められた工事については、その後、変更契約で対象金額以上となった場合においても、そのまま兼務が認められます。

Q5 当初請負金額が1億円未満の土木工事で専任特例1号により兼務を認められたが、変更契約で1億円以上になった場合は、兼務を解消しなければならないか。

A 5 専任特例 1 号により兼務を認められた工事については、要件の金額を超える場合は兼務を解消する必要があります。

Q6 監理技術者でなく専任の主任技術者の時、兼務は認められるか。

A 6 専任特例 1 号の場合は主任技術者の兼務が認められますが、専任特例 2 号の場合は主任技術者の兼務は認められません。

Q7 岩手県と異なる兼務要件を持つ他発注者の工事と兼務できるか。

A 7 本県と異なる兼務要件を持つ他発注者の工事であっても、その発注者が兼務を認めた工事との兼務を認めます。

Q8 民間工事と兼務することは可能か。

A 8 公共工事に限ります。

Q9 現場代理人と監理技術者補佐を兼務することは可能か。

A9 同一工事の現場代理人と監理技術者補佐は兼務することができます。

Q10 現場代理人と専任特例1号の場合に配置する連絡員を兼務することは可能か。

A10 同一工事の現場代理人と連絡員は兼務することができます。

Q11 専任特例1号を適用し同一の技術者が2件の工事を兼任する場合に、1つの工事には主任技術者、もう一方の工事には監理技術者として配置することは可能か。

A11 可能です。

Q12 次の2件の工事は専任特例2号の対象となるか。

A工事:土木一式工事、契約額7千万円 下請総額3千万円

B工事:土木一式工事、契約額1億5千万円、下請総額6千万円

A12 A工事について、下請総額が監理技術者を置かなければならない金額(5千万円)未満であり主任技術者となるため、監理技術者のみを対象とする専任特例2号の対象にはなりません。

Q13 特定営業所技術者又は営業所技術者は監理技術者補佐を兼務することは可能か。

A13 兼務できません。